

## 歯科診療を実施するにあたり支障となっている点(自由記述から抜粋)

### 1. 特別養護老人ホーム

設備がないので診療が充分でない。
やはり設備面が一番大きな部分を占めるように思う。
現在地域の開業医の訪問診療が行われているが、器具等の設備の持ち込みが限られていて訪問だけでは治療の限界があり、通院をすることになる。
歯科診療できる設備がない。
通院となる協力医院への送迎は付添いが必要で人手がない。訪問診療には専門機器の設備が施設になく、結局は通院となる。
訪問診療では複雑な治療が困難
内部の受入体制が整備されていない。
地元医師会との関係
近所の歯科医が訪問診療を拒否している
訪問診療をしてくれる歯科医がいない
重度化した利用者に対応できる医療機関の確保。
利用者家族から受診費用・医師への理解を得る事、連絡や事務作業に時間がかかる。
診療場所が狭い。定期的に医師と連絡を取り調整を行う事が必要
認知症の方の歯科受診は困難。
施設側が希望する時間と先生が来ていただける時間が違い。職員が少ない時間に来ていただいても、対応が困難な場合があり。
認知症の方の診療が不十分(診療の際、医師等の指示に従うことができないため、受診そのものに支障がある。)
訪問診療を積極的にされている歯科医師は非常に少ない。歯科診療設備を設置するような予算は施設にはない。
認知症の方の意志確認が困難な場合がある。
歯科医院が遠方で訪問診療が不可。
提携する通院先はあるが、訪問診療をしてもらえる歯科医師がいない。

### 2. 介護老人保健施設

設備がない
入居者の検診に対する理解・協力
施設の送迎車で3~4分の距離にある。医療で治療しています。治療中職員付く時、家族にお願いする時、症例によりです。

施設の送迎車で3~4分の距離にある。医療で治療しています。治療中職員付く時、家族にお願いする時、症例によりです。
歯科 施設 入所者の家族との連絡がスムーズにいかない。

### 3. 老人デイサービス

通所介護のため施設内での診療が出来ない。自宅に訪問してもらいたいことはある。
必要性はあるが在宅サービスの為、御家族へ受診を勧めているが、実際のところ受診できてない環境にある。
家族対応が難しい方。認知症の方の治療が困難。
歯科健診(市町村)がない。家族の理解が得にくい。口腔ケアに関する関心度が低い。
デイサービスは歯科診療を行えない。
デイサービス提供時間中には時間・人力的配置の余裕もない為。
サービス提供時間中の診療はその時間が除かれるためむずかしい。
認知症対応型ですがなかなか理解して下さる歯科医が少ない。
自宅で訪問歯科を依頼する利用者が多い。
スペースが無い。介護保険のご利用中に医療保険は利用できない。
介護保険との併用が困難(医療保険との関係)
在宅ですので、ご家庭に依頼しています。
デイサービスの提供時間内で行う事は出来ないため診療は難しい。
サービス中断とみなされ、本体報酬に影響が出る為。
デイサービス提供中に病院の受診が認められておらず、受診は家族に依頼する形をとっています。
歯科診療は利用者各自家庭で通院している。
現時点では、歯科受診は家族に任せてあります。
介護保険内では、訪問診療の時間がとれない。
各個人で歯科受診を実施しています。
介護保険上、診療時間は保険対象時間とならない為、経営上導入は難しい。
介護報酬上にもう少しきちんと位置づけをして欲しい。現在の加算では採算がとれない。
予防通所介護の方で、口腔機能向上加算を希望される方が無く、また、通所介護に於いても要望がない。

#### 4. 障害者入所施設

受診自体が困難な人がいる。
施設に歯科診療設備がない。
重度の障害者を受け入れる歯科がない。あっても遠すぎる。
訪問診療がない。重度の障害者は遠くの病院にまで行かなければ受け入れがない。
知的障害者の中には治療・ケアに理解・協力が得られない人もいたため難しい。
訪問診療を行ってくれる歯科医師が分からない。
治療時間・期間が長く、職員の付き添いが難しい。
暴れる人は受診に行けない。本人の希望がなかったり、拒否する利用者もいる。
障害により診察が困難な利用者がある。
利用者の理解・意思疎通が得られず治療が困難なケースが多い。全身麻酔が必要になる場合がある。
送迎に使用する車両がない。
興奮により治療困難
受診自体が困難な人がいる。
近隣に歯科はあるが、先方の対応が難しい。
歯科診療設備がないので困難。自閉症者の対応が不慣れだと治療が難しい。
51名入所していて他の通院もあり、なかなか歯科にばかり連れていけない。
重度障害者診療及び、口腔ケアを行っている。歯科医師が近隣にいない。
定期的に診療にきてくださる医師がいない。施設内に診療設備がない。
知的障害に理解、協力ある歯科医師が少ない。限りがある為、全員にまわすことが難しい。
利用者の高齢重度化傾向で、通院増え、歯科診療に力を入れたいと思うが、手が回らないのが現状です。受診できる病院が限られてしまう。
障害者を受け入れてくれる歯科診療所が近くにない。
近隣に訪問診療を実施している歯科医師がいない。
ご利用者がいやがり、治療を拒否したり、動きがあり治療が難しい。歯科医師の時間と予算の調整がむずかしい。
障害の重い方への診療に対する歯科医院が近隣にはないこと。

障がい特性に関連し、積極的治療ができない利用者が多い。例 治療を拒否する。口を開かない。移動が困難など。
診療中におちつきがなく、多動な場合に苦慮する。
重度障害者を診察できると思われる歯科医師がいない。
障害により歯みがきをすることも、難しい方がおられ、診察への抵抗や拒絶こだわりもあり、歯石とりも治療も全身麻酔をするなど、大変リスクを負わなければならない。

#### 5. 障害者通所施設

各家庭で対応している。一般歯科が受診できない場合は障害者歯科を受診。
個人、家庭で診療を受けられている。
通所には義務づけられていない。保護者をお願いしたい。
自己管理にまかせる。
必要時は歯科受診をすすめている。
通所施設なので歯科診療については、個々の家庭に任せている。
全身麻酔をして治療する必要がある方の近隣に歯科医師がいない。
近隣医師とのパイプを結ぶのが難しい。
通所なので各家庭において通院されています。